

三池港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成26年7月

三池港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 7月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成25年 8月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目

次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

内港南地区において、日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を有する鉄道敷跡の適正な保全を行うため、港湾環境整備施設計画を追加し、土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を有する鉄道敷跡を港湾環境整備施設として適正な保全を行うため、緑地を次のとおりに計画する。

[港湾環境整備施設計画]

内港南地区 緑地 1ha [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、土地の有効活用を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位: ha

用途 地区名	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	計
内港南地区	(1) 1	(68) 68	(5) 5	(15) 15	(1) 1	(89) 89

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。